

第 6313 号	 リーダスクラブ	1994年1月6日創刊・毎日発行
		リーダスクラブFAXニュース (2019年)令和元年 11月 5日 火曜日

発行所	三輪厚二税理士事務所 / 顧問料不要の三輪会計事務所 (編集・発行: 税理士 三輪厚二) 大阪市中央区備後町 2-4-6 TEL: 06-6209-7191 WEB: https://www.zeirishi-miwa.co.jp
-----	--

♠ 住宅ローン控除

Q : 消費税の税率が上がりましたが、住宅ローン控除については何か手当てがされていますか？

A : 時限立法が手当てされています。

【解説】

消費税率が上がったことに対して、住宅ローン控除は、次の措置が採られています。

個人が、消費税率が10%の住宅を取得して、令和元年10月1日から令和2年12月31日までの間に、その者の居住の用に供した場合には、これまでの制度に加えて、適用年の11年目から13年目までの各年の住宅借入金等特別税額控除額を次の家屋の区分に応じてそれぞれ定める金額のうちいずれか少ない金額を所得税額から控除することができます。

①一般の住宅(②以外の住宅)

- ・特別特定住宅借入金等の年末残高(4,000万円を限度)×1%
- ・住宅の取得等の対価の額又は費用の額(税抜、4,000万円を限度)×2%÷3

②認定長期優良住宅及び認定低炭素住宅

- ・認定特別特定住宅借入金等の年末残高(5,000万円を限度)×1%
- ・住宅の取得等の対価の額又は費用の額(税抜、5,000万円を限度)×2%÷3

なお、適用年の1年目から10年目までの各年の住宅借入金等特別税額控除については、これまでと同様の金額を控除することができます。



【三輪厚二税理士事務所(大阪市中央区)】